

令和元年度第2回広島県医療審議会 会議録

1 日 時 令和2年3月26日(木) 19:00~19:45

2 場 所 県庁北館2階 第1会議室

3 出席者 別紙のとおり

4 議 題

- (1) 医師の確保及び外来医療に係る医療提供体制の確保に関する計画について
- (2) 災害拠点精神科病院の指定について
- (3) 広島県立障害者リハビリテーションセンター医療センターの増床について
- (4) 医療法人 JR 広島病院の地域医療支援病院の名称承認について
- (5) 地域医療連携推進法人の代表理事の選定について
- (6) 「医療法人の理事長の選出に係る認可の特例について」(広島県認可基準)の一部改正について
- (7) 届出による診療所病床設置について
- (8) 第7次広島県保健医療計画の中間見直しについて
- (9) 地域医療構想の実現に向けて

5 担当部署 広島県健康福祉局医務課医務グループ

電話:(082)513-3056

6 会議内容

《開会等》

[19時00分、委員29名中21名が出席し、医療法施行令第5条の20第2項の規定により、会議が成立したことを確認し開会]

[健康福祉局医療・がん対策部長あいさつ]

[会長が会議録署名人2名を指名]

《会議の公開、非公開について》

[議題については、議題7を非公開とし、その他の議題は公開とすることを決定した。]

《議案第1号 医師の確保及び外来医療に係る

医療提供体制の確保に関する計画について》

会長： 議案第1号「医師の確保及び外来医療に係る医療提供体制の確保に関する計画について」は、この審議会に先立ちまして、先ほど行われました保健医療計画部会において協議が行われております。

協議結果について、部会長から報告をお願いします。

委員： それでは、保健医療計画部会における審議結果をご報告します。

平成31年3月に、知事の諮問を受け、具体の計画検討について指示をいただいでから、今年度、計3回にわたって審議を行って参りました。

検討に当たっては、国の基本方針やガイドライン等を踏まえて、医師偏在対策の強化や、地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応を図ることを目指して参りました。

医師確保計画の策定に当たっては、厚生労働省から提供された医師偏在指標等のデータを基に「広島県医療対策協議会」、「広島県へき地医療支援機構運営委員会」等の関係会議において、現状及び課題を踏まえた上で、現在の医師数や医療提供体制の水準を維持・向上するための取組について協議を行い、その意見を反映させています。

また、外来医療計画の策定に当たっては、外来医療の中心的な役割を担っている市郡地区医師会や外来患者に最も身近である市町に対して実施したアンケート結果や、厚生労働省から提供のあった各種データ等を元に、各圏域の地域医療構想調整会議において、現状と将来見通しを踏まえた外来医療提供体制に関する課題について協議を行い、その意見を反映しました。

昨年12月、部会として「計画素案」の取りまとめを行うとともに、その後の「パブリックコメント」、市町や関係機関からの意見を反映させて、本日開催された保健医療計画部会で、計画（案）の最終的な審議を行いました。

審議の結果、「医師の確保及び外来医療に係る医療提供体制の確保に関する計画（案）」をもって、当部会の検討結果とすることといたしました。

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するための取組の推進に向けた節目となる計画案を取りまとめることができました。

また、これまで多くの関係者の皆様に御協力いただき、医師確保計画と外来医療計画の検討を行うことができたこと、この場をお借りして感謝申し上げます。報告は以上です。

会長： 部会長並びに保健医療計画部会の皆様、誠にありがとうございました。

部会長からの報告にもございましたが、多くの関係者の方々の御協力を賜り、取りまとめていただきました。感謝を申し上げます。御質問、御意見がある方は、発言をお願いします。

（質疑なし）

会長： 部会長から報告のあった案を答申案としてよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、広島県知事から諮問されておりました、計画案については、私が会長として、後日、広島県知事へ答申することとします。

《議案第2号 災害拠点精神科病院の指定について》

会長： 次に、議案第2号「災害拠点精神科病院の指定について」、審議を行います。この議案についても、議案第1号と同じく、先ほど行われました保健医療計画部会において協議が行われております。

協議結果について、部会長から報告をお願いします。

委員： それでは、保健医療計画部会における協議結果をご報告します。

本県の災害時における精神科医療体制を充実強化するため、県内1か所目となる災害拠点精神科病院を指定することについて協議をしました。

指定する医療機関は、東広島市黒瀬町に所在する「独立行政法人国立病院機構 賀茂精神医療センター」です。

災害拠点精神科病院については、災害時における精神科医療を提供するうえでの中心的な役割を担うことが求められており、都道府県に1か所以上確保されることが望ましいとされています。

県では、広島県精神科病院協会会長を委員長とする「災害時における精神科医療体制検討委員会」を設置し、これまで指定に向けた検討を進めてまいりました。

これまでの検討を踏まえ、地震や災害被害を受けにくい立地にあり、国が示す指定要件を充足するこの病院を、県内1か所目として指定してはどうかということでした。

協議の結果、賀茂精神医療センターの指定について、異議なく了承されました。

保健医療計画部会としても、この度の災害拠点精神科病院をはじめ、災害時の医療提供体制の強化に向け、国庫補助制度なども活用しながら、引き続き計画的に整備するよう、県に要請していきたいと思えます。報告は以上です。

会長： ただいまの報告について、御意見・御質問があれば、発言をお願いします。

(質疑なし)

会長： 御意見がないようですので、第2号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、当議案について、承認することとします。

《議案3号 広島県立障害者リハビリテーションセンター医療センターの増床について》

会長： 次に、議案第3号「広島県立障害者リハビリテーションセンター医療センターの増床について」、審議を行います。

それでは、議案3号について、事務局から説明してください。

幹事： 広島県立障害者リハビリテーションセンター医療センターの増床について、御説明します。

この病院は、現在、障害者リハビリテーションセンター医療センターが275床、広島県立障害者療育支援センターわかば療育園が55床を有しておりますが、今回、「わかば療育園」を移転統合し、医療型障害児入所施設である病院の病床を10床増床して、合計340床とする計画でございます。

変更理由は、障害者リハビリテーションセンター医療センターの1つの病棟である「若草園病棟」は、肢体不自由児及び増加する重症心身障害児の術後訓練・発達

訓練等に対応し、早期の社会復帰を行う回復期病床として入所定員数を5床増床し、1病棟60床としての体制を整えたいと考えております。

移転統合する「わかば療育園」については、入所定員数を5床増床し、1病棟60床として、在宅の重症心身障害児者の入所ニーズへ対応するとともに、障害者の家族等介護者のレスパイト機能等の充足を図るものでございます。

医療型障害児入所施設の病床利用率につきましては、若草園が80%、若草療育園とわかば療育園は93%となっております。若草療育園とわかば療育園は、重症心身障害児者を受け入れており、長期入所者が多く、入所待機が生じている状況もございます。一方、若草園につきましては、主に肢体不自由児を受け入れておりますが、この度の施設整備を機に、多人数部屋の解消などの感染症予防対策や医療用配管等の充実を図るなど、医療的ケアを必要とする重症心身障害児にも対応できるよう受け入れ体制を強化する計画でございます。

医療従事者については、増床に応じて適正に配置することとしており、構造設備についても、医療法上の基準を満たしているものと認められます。

また、広島中央地域保健対策協議会は、障害者ニーズに対する増床であり「適当である」としております。

なお、医療型障害児入所施設である病院の病床については、一般住民に対する医療を行うものでないため、医療法施行規則の規定により既存病床数の算定対象とはなりません。

従いまして、広島中央圏域において、病床の過不足に影響を与えるものではありません。以上です。

会長： ただいまの説明について、御意見、御質問がありましたら、発言をお願いします。

(質疑なし)

会長： 御意見がないようですので、第3号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、当議案について、承認することとします。

《議案4号 医療法人 JR 広島病院の地域医療支援病院の名称承認について》

会長： 次に、議案第4号「医療法人 JR 広島病院の地域医療支援病院の名称承認について」、審議を行います。

それでは、議案第4号について、事務局から説明してください。

幹事： 議案の説明に入る前に、「地域医療支援病院」制度の概要について、御説明します。

患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」などへの支援を通じて、地域医療の確保を図る病院として、都道府県知事が「地域医療支援病院」と称することを承認する制度です。

次に制度の仕組みについて、病院から名称使用について申請があった場合、県は承認に当たっての必要な要件を満たしているかどうかを審査した上で、「医療審議会」の意見を聞き、承認を行うことになっております。

次に、「地域医療支援病院」として承認するための要件ですが、紹介患者への医療の提供、病床、高額医療機器等の共同利用、原則 200 床以上であることなど、6つの項目と、地域医療支援病院の実施すべき事項にありますように、8つの項目について実施することが求められております。

以上、「地域医療支援病院」の概要について説明させていただきましたが、この度の申請者は、「地域医療支援病院」としての要件を、全て満たしております。

「救急医療の提供」については、24 時間対応できる体制や優先的に使用できる病床も確保され、「病院群輪番制」にも参加しており、救急患者受入要件につきましても、充足しております。

「地域の医療従事者の資質向上のための研修実施」についても、研修体制の整備、研修プログラムの作成などの要件を満たし、昨年度も計 20 回の研修実績があり、要件を満たしております。

「病床数」は、一般病床 275 床で、要件を満たしており、「構造設備」については、集中治療室、検査室、病理解剖室、救急用自動車等の必要な施設設備が整備されております。そのほか、「諸記録の管理及び閲覧体制」、「地域医療支援病院委員会」の設置、「患者に対する相談体制」の確保についても、それぞれ基準を満たしております。

なお、令和 2 年 1 月 29 日の「広島圏域地域医療構想調整会議」において、当該病院にかかる「地域医療支援病院」の名称使用については適当である旨、承認されております。以上です。

会長： ただいまの説明について、御意見、御質問がありましたら、発言をお願いします。

(質疑なし)

会長： 御意見がないようですので、第 4 号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

当議案について、承認することとします。

《議案第 5 号 地域医療連携推進法人の代表理事の選定について》

会長： 次に、議案第 5 号「地域医療連携推進法人の代表理事の選定について」、審議を行います。

それでは、議案第 5 号について、事務局から説明してください。

幹事： 趣旨にありますとおり、「地域医療連携推進法人 備北メディカルネットワーク」の代表理事の選定に係る認可に当たって、本審議会の意見をお聴きするものです。

地域医療連携推進法人制度については、平成 29 年の医療法改正で、医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進するための一つの選択肢として創設されました。

「備北メディカルネットワーク」は、平成 29 年 4 月 2 日に地域医療連携推進法人として認定を受けており、三次市、庄原市、日本赤十字社、三次地区医師会が法人に参加して、医療従事者を確保・育成する仕組みづくりや、地域包括ケアの推進、医療資器材の共同購入や共同研修などに取り組んでおります。

代表理事の認可についてです。「選定の手続き、経緯」について、まず、医療法の規定ですが、地域医療連携推進法人の代表理事の選定については、知事の認可を受けなければ、その効力を生じないとされております。

備北メディカルネットワークにおいては、令和元年 6 月 26 日開催の定時総会で理事を選任し、その後の理事会において代表理事の再任が決議されております。

今回は、当法人からの申請に基づき、代表理事の選定に係る認可にあたって、本審議会の御意見を伺うものです。

なお、理事会で代表理事が選任されてから本日まで、相当な期間が経過しておりますが、その間は権利義務を承継するものとされております。

代表理事となるべき者ですが、市立三次中央病院顧問の中西敏夫氏の再任が定時総会にて決議されております。

中西氏は、備北地域において長年にわたって基幹病院の病院長を務められ、地域医療の充実に率先して取り組んでおられます。代表理事就任後においては、医療従事者の確保・育成などの医療連携推進業務を精力的に推進されており、今後も適切な職務執行が見込まれますことから、代表理事として適任であり、認可することが適当であると考えております。説明は以上です。

会長： ただいまの説明について、御意見、御質問がありましたら、発言をお願いします。

(質疑なし)

会長： 御意見がないようですので、第 5 号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、当議案について、承認することとします。

《議案第 6 号 医療法人の理事長の選出に係る認可の特例について》

会長： 次に、議案第 6 号「「医療法人の理事長の選出に係る認可の特例について」(広島県認可基準)の一部改正について」、審議を行います。

それでは、議案第 6 号について、事務局から説明してください。

幹事： 医療法人の理事長の選出に係る認可の特例について御説明します。

いわゆる医療法人の理事長特例認可については、厚生労働省通知で基準が示されておりますが、基準以外の医療法人に係る理事長特例認可については、医療審議会の意見を聴いて、広島県認可基準を定めています。

広島県認可基準のいずれかに該当する医療法人については、あらかじめ審議会の意見を聴いたものとみなして、知事が認可を行うこととされていますが、この基準を満たす医療法人から、現理事長の次の後任の理事長についても、医師・歯科医師ではない者の選任を検討している事例が見受けられることから、審査に適正を期す趣旨で、認可手続きの見直しについて協議させていただきます。

認可手続きの改正の概要について御説明します。

1つ目は、認可基準を満たすものは、現在の内規では、県が基準審査をして認可し、医療審議会へ事後報告する流れですが、2者連続してこの基準を満たすものとして特例認可申請があった場合には、医療審議会に諮問し、医療法人部会において認可の適否をご審議いただき、答申を踏まえて認可する流れに変更する案でございます。

2つ目は、認可基準を満たすものとして知事が認可した場合の報告は、これまで医療審議会の本審で行っておりますが、見直し後は、医療法人部会で報告させていただく案でございます。

ただいま御説明しました2つの事項に、根拠法令の条項ずれ、文言の整理を含め、御意見を伺うものでございます。以上です。

会長： ただいまの説明について、御意見、御質問がありましたら、発言をお願いします。
(質疑なし)

会長： 御意見がないようですので、第6号議案については、承認してよろしいでしょうか。
(異議なし)

それでは、当議案について、承認することとします。

《報告第1号 第7次広島県保健医療計画の中間見直しについて》

会長： 引き続き、議事を進めます。議案第7号は、「非公開」となりますので、先に、報告事項に移ります。

報告第1号「第7次広島県保健医療計画の中間見直しについて」、事務局から説明してください。

幹事： 「第7次広島県保健医療計画の中間見直しについて」、説明いたします。趣旨ですが、医療計画につきましても、医療法に基づいて、在宅医療等について、3年ごとに調査・分析・評価を行い、必要があるときは計画を変更することとされております。このため、令和2年度に3年目を迎える第7次広島県保健医療計画について中間評価を行い、必要な見直しを行う予定です。

国の方針ですが、厚生労働省の検討会では、中間見直しに向けて、5疾病・5事業及び在宅医療ごとの課題の把握と指標の見直し等が検討されており、今月下旬には「医療計画作成指針」などが示される予定です。

現時点で想定される検討事項を3点あげております。

- (1) 医療計画に記載する事項や指標例の見直し
- (2) 二次保健医療圏の見直し
- (3) 次期ひろしま高齢者プラン（令和3～5年度）との一体的な検討

これは、在宅医療等の整備目標等について、地域医療構想や高齢者プランとの整合性を図りながら医療計画を見直す必要があると考えております。

見直しの手順につきましては、5疾病・5事業及び在宅医療や医療従事者の確保等について、県地对協の各委員会に意見を求めるとともに、各圏域の地对協の意見も踏まえながら広島県医療審議会保健医療計画部会で地域計画の見直しも必要に応じて行うこととしております。

検討のスケジュールとして、予定では、7月に知事から本医療審議会に計画の見直しについて諮問があり、それを受けて、計画の見直しを計画部会に依頼し、計画部会において見直し案を策定し、最終的には、来年3月に本医療審議会でご審議していただくことを予定しております。説明は以上です。

会長： ただいまの説明について、御意見・御質問があれば、発言をお願いします。

（質疑なし）

御意見がないようですので、次に移ります。

《報告第2号 地域医療構想の実現に向けて》

会長： 次に、報告第2号「地域医療構想の実現に向けて」について、事務局から説明してください。

幹事： 報告第2号「地域医療構想の実現に向けて」について説明させていただきます。

地域医療構想の実現に向けた取組について、保健医療計画部会及び各圏域の地域医療構想調整会議における協議の状況について報告します。

まず、保健医療計画部会、これは、県単位の地域医療構想調整会議を兼ねておりますが、ここでは、(1) 地域の実情に応じた定量的な基準を策定・導入しました。医療機関から毎年国へ報告していただいている病床機能報告では、病床機能、具体的には、高度急性期、急性期、回復期、慢性期のそれぞれのベッド数を報告することになっておりますが、この4区分の線引きについて、これまで抽象的な概念しかなかったため、広島県独自に定量的な基準を定めました。(2) 第7次広島県保健医療計画の一部改定につきましては、先ほど議案第1号でご審議いただいた「医師確保計画」及び「外来医療計画」の案を策定しました。

圏域の地域医療構想調整会議の協議につきましては、まず、会議の開催状況ですが、各圏域とも3回から4回程度、調整会議や病院部会を開催し、先ほど申し上げた定量的な基準や外来医療計画について協議・検討をしていただくとともに、公立・公的医療機関の2025プランの協議や非稼働病棟を有する医療機関への対応について協議していただきました。今後の協議・検討項目としましては、公立・公

的医療機関等の具体的対応方針の再検証や非稼働病棟を有する医療機関への対応などについて協議していただく予定です。

なお、公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証につきましては、昨年9月に厚生労働省のワーキンググループにおいて、公立・公的医療機関等の役割について再検証を要請する医療機関名が公表されたところですが、1月に厚生労働省医政局長通知により、都道府県知事に対して正式に再検証の要請がありました。本県では、12の医療機関が再検証の対象とされているとことをございます。これは、診療実績が少ないであるとか、類似の診療実績、近接しているなどの機械的な基準によって選定されているところをございます。本県の考え方及び今後の対応をございます。医療提供体制の持続性を高めるには、限られた医療資源を効率的に配置することが求められますが、その一方でアクセス環境が不利な地域や医療資源が少ない地域においては、医療機関は貴重なインフラであり、そのあり方については慎重な議論が必要であり、引き続き、各病院が果たしている役割について、各地域の実情を踏まえながら議論を進めることとし、今後の対応としましては、各圏域の地域医療構想調整会議において、民間医療機関を含めて、各種データを活用して各医療機関の機能分担や病床規模等の議論を行い、再検証対象医療機関の今後の方針について合意を得ていきたいと考えております。説明は、以上です。

会長： ただいまの説明について、御意見・御質問があれば、発言をお願いします。

(質疑なし)

御意見がないようですので、次に移ります。

《議案第7号 届出による診療所病床設置について》〔非公開〕

会長： 本日、予定しておりました議事につきまして、全て終了いたしました。

[以上をもって令和元年度第2回広島県医療審議会を閉会]

広島県医療審議会委員名簿

(五十音順)

氏名	現職	推薦母体	備考
石井知行	広島県精神科病院協会会長	広島県精神科病院協会	
市川幸子	広島県地域女性団体連絡協議会事務局長	広島県地域女性団体連絡協議会	
大段秀樹	広島大学大学院医系科学研究科長	広島大学	欠席
加藤功一	広島大学歯学部長	広島大学	欠席
金子努	保健福祉学部教授	県立広島大学	
川本ひとみ	広島県看護協会会長	広島県看護協会	欠席
神田和幸	全国健康保険協会広島支部長	全国健康保険協会広島支部	欠席
木内良明	広島大学理事・副学長（医療担当）	広島大学	欠席
衣笠正純	広島県社会福祉協議会常務理事兼事務局長	広島県社会福祉協議会	
甲野峰基	広島県歯科医師会会長	広島県歯科医師会	
佐藤裕幸	広島県民生委員児童委員協議会会長	広島県民生委員児童委員協議会	
下森宏昭	広島県議会議員	広島県議会	
種村一磨	広島県医療法人協会会長	広島県医療法人協会	欠席
下瀬省二	国立病院機構呉医療センター院長	独立行政法人国立病院機構（中国四国ブロック）	
田中剛	広島県健康福祉局長	広島県	
天満祥典	三原市長	広島県市長会	欠席
豊田秀三	広島県医師会副会長	広島県医師会	
豊見雅文	広島県薬剤師会会長	広島県薬剤師会	
中本隆志	広島県議会議員	広島県議会	
新井法博	健康保険組合連合会広島連合会常任理事	健康保険組合連合会広島連合会	
橋本敬治	日本労働組合総連合会広島県連合会副事務局長	日本労働組合総連合会広島県連合会	欠席
秀道広	広島大学医学部長	広島大学	
檜谷義美	広島県病院協会会長	広島県病院協会	
平川勝洋	県立広島病院院長	全国自治体病院協議会広島県支部	
平松恵一	広島県医師会会長	広島県医師会	
箕野博司	北広島町長	広島県町村会	
森川家忠	広島県議会議員	広島県議会	欠席
安武繁	保健福祉学部教授	県立広島大学	欠席
吉田隆行	坂町長（国保連副理事長）	広島県国民健康保険団体連合会	欠席